（法第三十七条第一項第四号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの）

第三条　法第三十七条第一項第四号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

一　職業安定法の規定（法第二十七条第二項の規定により適用される場合を含む。）

二　船員職業安定法の規定

三　出入国管理及び難民認定法の規定

四　労働者派遣法（第三章第四節の規定を除く。）の規定

（国土交通大臣への権限の委任）

第四条　法第百四条第一項に規定する報告徴収等の権限のうち、船員（船員法第一条に規定する船員をいう。）である技能実習生（法第二条第一項に規定する技能実習生をいう。）に係るものは、国土交通大臣に委任する。ただし、主務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

（地方運輸局長等への権限の委任）

第五条　国土交通大臣は、法第百四条第一項の規定により委任された権限を、団体監理型技能実習関係者（法第三十五条第一項に規定する団体監理型技能実習関係者をいう。）に係る事業所その他団体監理型技能実習（法第二条第四項に規定する団体監理型技能実習をいう。）に関係のある場所（次項において「団体監理型技能実習関係者の事務所等」という。）の所在地を管轄する地方運輸局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2　法第百四条第三項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、団体監理型技能実習関係者の事務所等の所在地を管轄する運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に委任する。ただし、地方運輸局長が自らその権限を行使することを妨げない。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成二十九年十一月一日）から施行する。

（労働者派遣法に係る第一条第十号及び第三条第四号の規定の適用に関する特例）

第二条　当分の間、第一条第十号及び第三条第四号の規定の適用については、第一条第十号中「規定」とあるのは「規定並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）附則第六条第六項及び第七項の規定」と、第三条第四号中「を除く。）」とあるのは「を除く。）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律附則第六条第三項から第五項まで」とする。

（職業安定法施行令の一部改正）

第三条　職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

八　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百八条、第百九条、第百十条（同法第四十四条に係る部分に限る。）、第百十一条（第一号を除く。）及び第百十二条（第一号（同法第三十五条第一項に係る部分に限る。）及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百十三条の規定

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第四条　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項に次の一号を加える。

四十六　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百八条に規定する罪

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第五条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百十三条（同法第百八条、第百九条、第百十条（同法第四十四条に係る部分に限る。）、第百十一条（第一号を除く。）及び第百十二条（第一号（同法第三十五条第一項に係る部分に限る。）及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定

第二十五条第二項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第百八条、第百九条、第百十条（同法第四十四条に係る部分に限る。）、第百十一条（第一号を除く。）及び第百十二条（第一号（同法第三十五条第一項に係る部分に限る。）及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百十三条の規定

（行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令の一部改正）

第六条　行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

八　外国人技能実習機構

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部改正）

第七条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百八条、第百九条、第百十条（同法第四十四条の規定に係る部分に限る。）、第百十一条（第一号を除く。）及び第百十二条（第一号（同法第三十五条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百十三条の規定

（港湾労働法施行令の一部改正）

第八条　港湾労働法施行令（昭和六十三年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第九号」を「第十号」に改め、同条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百八条、第百九条、第百十条（同法第四十四条に係る部分に限る。）、第百十一条（第一号を除く。）及び第百十二条（第一号（同法第三十五条第一項に係る部分に限る。）及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百十三条の規定

（労働政策審議会令の一部改正）

第九条　労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表職業能力開発分科会の項第二号中「（昭和四十四年法律第六十四号）」の下に「及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）」を加える。

（船員職業安定法施行令の一部改正）

第十条　船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百八条、第百九条、第百十条（同法第四十四条の規定に係る部分に限る。）、第百十一条（第一号を除く。）及び第百十二条（第一号（同法第三十五条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百十三条の規定